

シルバー事業で自動車を利用するにあたって
(アルコール検査等実施マニュアル)



令和4年2月21日

公益社団法人 尾張旭市シルバー人材センター

目 次

はじめに	・・・・・・・・	2
1 これまでの安全運転管理者が行う業務	・・・・・・・・	2
2 道路交通法施行規則の改正内容	・・・・・・・・	3
3 アルコール検査の対象者	・・・・・・・・	3
4 実施すべき事項	・・・・・・・・	3
(1) 運転者の管理	・・・・・・・・	4
(2) 日常点検・点呼による安全運転の確保	・・・・・・・・	4
(3) 点呼の記録の作成	・・・・・・・・	6
5 想定される1日の流れ	・・・・・・・・	7
6 飲酒運転に対する罰則等	・・・・・・・・	8
(1) 運転者への罰則	・・・・・・・・	8
(2) 事業所の責任	・・・・・・・・	9
アルコール依存症スクリーニングテスト	・・・・・・・・	10
7 その他注意すべき事項	・・・・・・・・	11
(1) 過積載	・・・・・・・・	11
(2) 交通事故発生時の措置	・・・・・・・・	11
(3) 異常気象時の措置	・・・・・・・・	14

はじめに

公益社団法人 尾張旭市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、道路交通法に定める安全運転管理者選任事業所（乗車定員が11人以上の自動車にあっては1台、その他の自動車にあっては5台以上を使用している事業所）となっており、安全運転管理者は、運転者の適性等の把握、点呼と日常点検、運転日誌の備付け、安全運転指導などを行うこととなります。

令和3年6月に千葉県八街市で発生した白ナンバーの大型トラックによる小学生5人の死傷事故により、道路交通法施行規則が改正され、安全運転管理者が行う業務に運転者の酒気帯びの有無の確認及び記録の保存、アルコール検査器の使用等が追加され、令和4年4月1日から順次施行されます。

そこで、安全運転管理者が行うべき業務を再確認し、新たに追加されるアルコール検査の実施方法などを理解することで交通事故の防止と安全・安心な業務の向上に役立ててください。

1 これまでの安全運転管理者が行う業務

安全運転管理者には、事業所における自動車の安全な運転を確保するため、7つの基本業務が義務付けられています。

※ (5)及び(6)は、毎日運転者が実施する事項

(1) 運転者の適性等及び法令遵守状況の把握

自動車の運転についての運転者の適性、知識、技能や運転者が道路交通法等の規定を守っているか把握するための措置をとること。

(2) 運行計画の作成

運転者の過労運転の防止、その他安全な運転を確保するために自動車の運行計画を作成すること。

(3) 危険運転防止のための交替運転者の配置

長距離運転又は夜間運転となる場合、疲労等により安全な運転ができないおそれがあるときは交替するための運転者を配置すること。

(4) 異常気象、災害時の安全運転の確保

異常な気象・天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、安全確保に必要な指示や措置を講ずること。

(5) 点呼・日常点検による安全運転の確保

運転しようとする従業員（運転者）に対して点呼等を行い、日常点検整備の実施及び飲酒、疲労、病気等により正常な運転ができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。

(6) 運転日誌の備付けと記録

運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること。

(7) 運転者への安全運転指導

運転者に対し、「交通安全教育指針」に基づく教育のほか、自動車の運転に関する技能・知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと。

2 道路交通法施行規則の改正内容

令和3年11月10日に公布された道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令により安全運転管理者が実施する業務に次の2点が新たに追加されました。

- (1) 運転しようとする運転手及び運転を終了した運転手に対し酒気帯びの有無について当該運転手の状況を目視等で確認するほか、アルコール検知機（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるもの）を用いて確認を行うこと。
- (2) 上記の確認の内容を記載し、及びその記載を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- (3) (1)及び(2)の改正内容のうち、目視等による酒気帯びの有無の確認及び当該記録の保存については、令和4年4月1日から、アルコール検知器による確認及び検知器の保持については、令和4年10月から施行されます。

道路交通法施行規則第9条の10（抜粋）
（安全運転管理者の業務）

- 6 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。
- 7 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を1年間保存すること。



3 アルコール検査の対象者

安全運転管理者を選任する必要がある車両の範囲は、業務を行うための車両であり、業務のために使用するマイカーも含まれます。このため、センターの所有する車両（以下「センター所有車」という。）を運転する会員及び職員、並びに業務のためマイカーを使用する会員についてもアルコール検査の対象となります。

また、業務途中で運転を交替する場合は、交替する方も検査が必要になります。

4 実施すべき事項

安全運転には、運転者と車両がともに正常な状態であることが必要です。センターでは、センター所有車を使用する会員を把握するほか、今後は、車両の日常点検、点呼に

よる健康状態の確認を実施します。

(1) 運転者の管理（事務局）

センターは、運転者の適性等を把握する必要があります。

そのため、センター所有車を運転される会員及び職員の適性或知識・運転技能を把握し、運転時に道路交通法を守っているかを把握するため、下記の運転者台帳を作成します。

センター所有車を運転される方は、運転者台帳の作成・提出をお願いします。

運転者台帳

1 会員 No.		運転者台帳		年 月 日 作成	
2 職員 No.					
ふりがな					写真 単独・上三分身、 無帽・正面
氏名					
生年月日	年 月 日生	性別			
入会(所)年月日	年 月 日	血液型			
現住所	TEL				
緊急連絡先(両親等)	氏名	関係	住所	TEL	
	①				
運転免許	免許の種類	交付年月日	運転免許証[写]貼付(表) (取得・更新したら直ちに貼付すること)		
		・			
		・			
		・			
		・			
薬に対する過敏性					
病気(既往症)					
自動車事故歴(事故を引き起こした場合又は道路交通法第108条の34の規定による通知を受けた場合は、その概要)					
発生日月	登録番号	事故の種類	有責・無責	概要・処置等	
・					
・					
違反歴	違反年月日	内容等			
	・				
	・				

※ 記入に当たって
太枠の中を記入してください。

写真の添付は必要ありません。

運転免許証のコピーは事務局で
取りますので、提出の際は免許
証をご持参ください。

事故歴、違反歴は過去5年間の状
況をご記入ください。

(2) 日常点検・点呼による安全運転の確保（会員・事務局）

① 車両の日常点検

道路運送車両法第47条には、自動車の使用者は、自動車を点検し、必要に応じて整備することが義務付けられているため、下記の項目について日常点検の実施をお願いします。

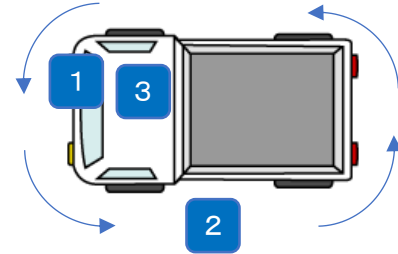
また、業務終了後には、運転日誌に必要事項の記入をお願いします。

なお、異常があれば早急に修理する必要がありますので、事務局まで連絡願います。

日常点検

1 エンジンルームを覗いて！

- ① ウインド・ウォッシャ液の量
- ② ブレーキ液の量
- ③ バッテリー液の量
- ④ 冷却水の量
- ⑤ エンジン・オイルの量



2 クルマのまわりを回って！

- ⑥ タイヤの空気圧
- ⑦ タイヤの亀裂、損傷および異状な摩耗
- ⑧ タイヤの溝の深さ
- ⑨ ランプ類の点灯、点滅およびレンズの汚れ、損傷

3 運転席に座って！

- ⑩ ブレーキ・ペダルの踏みしろおよびブレーキの効き
- ⑪ パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ
- ⑫ ウインド・ウォッシャの噴射状態
- ⑬ ワイパの拭き取りの状態
- ⑭ エンジンのかかり具合および異音
- ⑮ エンジンの低速および加速の状態

※ いざという時のために、ドライブレコーダーが正常に稼働しているか確認してください。

運転日誌

運 転 日 誌

シルバー車 No. _____

(公社) 尾張旭市シルバー人材センター

月/日	曜日	運転者	シルバーセンター		作業場 目的地	シルバーセンター		車両チェック						
			発時間	発km		着時間	着km	ブレーキ ランプ	ウィンカー ランプ	ボデー チェック	タイヤ チェック	異常記入	給油 ℓ	
/			:			:								
/			:			:								
/			:			:								
/			:			:								
/			:			:								
/			:			:								
/			:			:								

② 業務前・業務後の点呼

点呼には業務開始前に運転者や自動車が安全に運行できる状態かどうかを求め確認するとともに必要な指示を与える業務開始前点呼と業務終了後に、運行の安全にかかる状況について報告をする業務終了後点呼があります。いずれも対面での点呼が原則となります。

【業務前点呼】

- [1] 病気・疲労その他の理由により安全な運転ができない恐れの有無確認
- [2] 服装を端正に着用しているか確認
- [3] 運転免許証携行の確認
- [4] 目視、アルコール検査器を使用してアルコール反応の確認
- [5] 業務の安全を確保するために必要な指示の実施

【業務後点呼】

- [1] 目視、アルコール検査器を使用してアルコール反応の確認
- [2] 自動車・道路及び運行の状況等の確認

運転者の健康状態の確認

運転者の健康状態は顔色や動作・言葉使い等をよく観察して異常がないかを確認、運転者自身の自覚による調査も行うことが必要です。

- ・血色不良 ・目つきが悪い ・無口 ・人の話を聞いていない
- ・ため息が多い ・下ばかり見ている ・落ち着かない など・・・

(3) 点呼の記録の作成（事務局）

点呼の状況を確認記録表に記録し、検印のうえ1年間保存する必要がある。

【点呼の記録】

① 業務前点呼で記録する内容

乗務前点呼の記録内容は、次のとおりです。

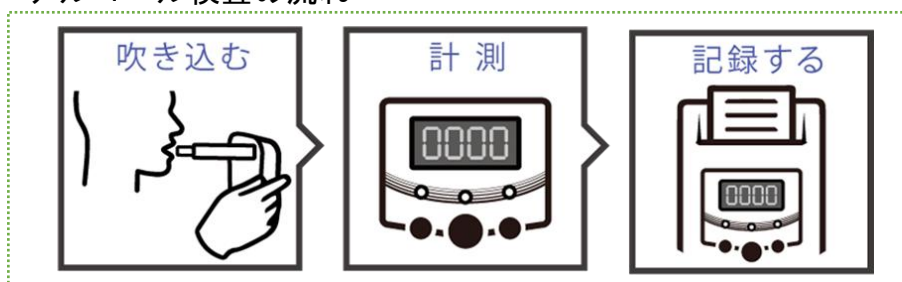
点呼執行者名、点呼日時、運転者名、自動車登録番号、点呼方法、日常点検の状況、運転者の健康状態、酒気帯びの有無、指示事項、その他必要な事項

② 業務後点呼で記録する内容

乗務後点呼の記録内容は、次のとおりです。

点呼執行者名、点呼日時、運転者名、自動車登録番号、点呼方法、酒気帯びの有無、自動車・道路及び運行の状況、その他必要な事項

アルコール検査の流れ



点呼記録表

点呼記録表

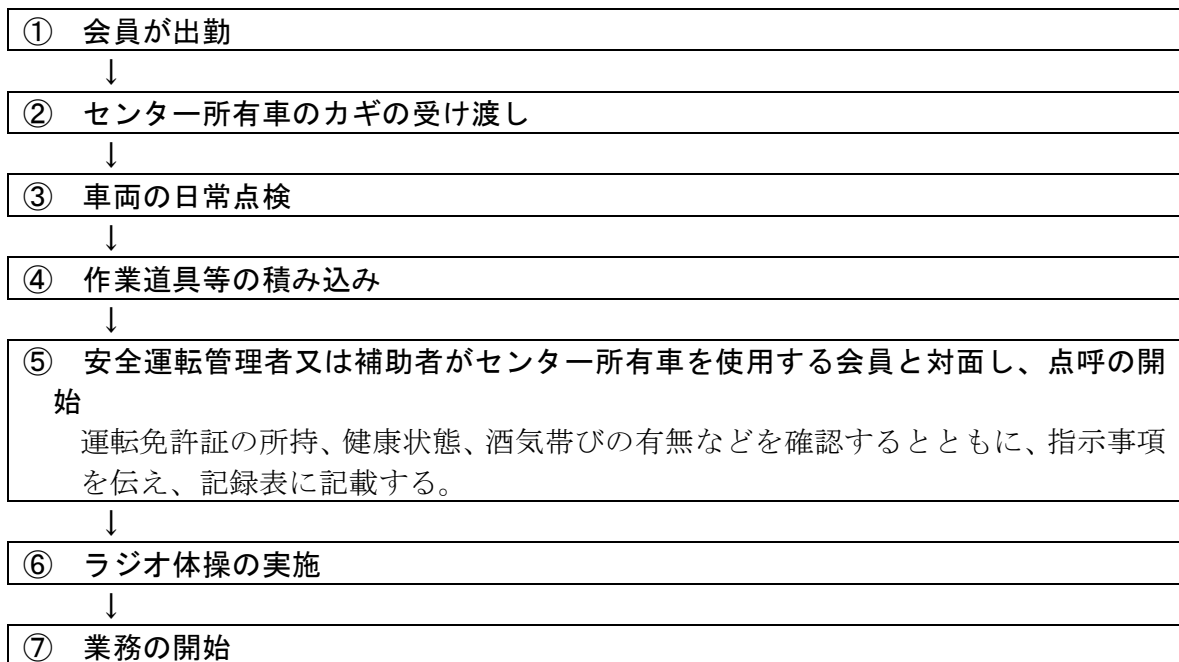
安全運転管理者	安全推進員	補助者

日付	車 両	運転者名	業務開始前								業務終了後									
			点呼方法			点呼時間	日常点検の確認	健康状態(過労・病気等)	アルコール		点呼執行者	指示事項等	点呼方法			点呼時間	アルコール		点呼執行者	自動車・道路及び運行等の報告内容
			対面	電話	その他				検知器の使用	酒気帯び			対面	電話	その他		検知器の使用	酒気帯び		
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
/							有・無	有・無							有・無	有・無				
業務開始前点呼事項			免許証所有の確認・服装								業務終了後点呼事項									

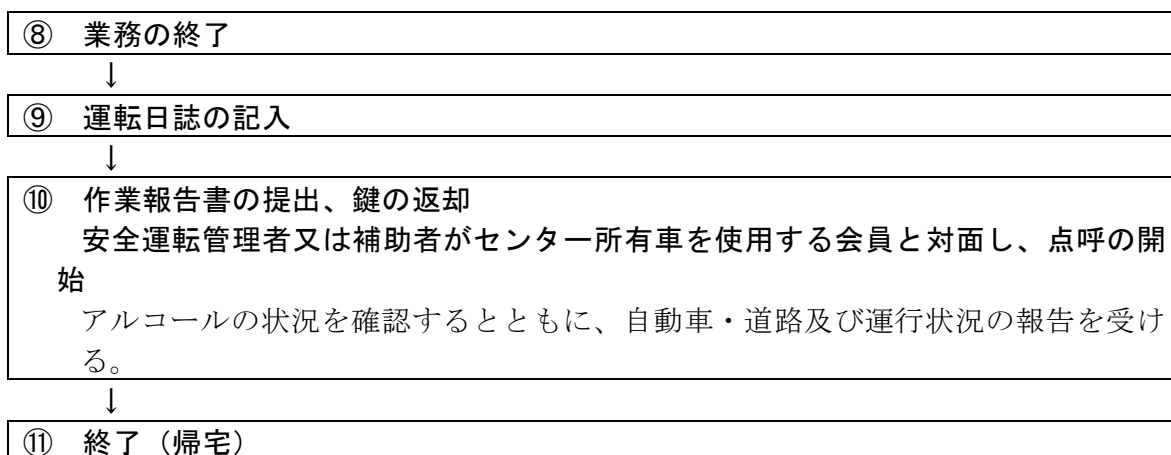
5 想定される1日の流れ

会員の出勤から退出までの流れは、以下のとおりです。

<業務開始前> ※剪定、草刈り等の例



<業務終了後>



6 飲酒運転に対する罰則等

飲酒は自動車の運転に悪影響を及ぼし非常に危険です。

飲酒運転で事故を起こした場合、事故を起こした個人が処罰されるだけではなく、事業所も大きなダメージを与えることになります。

飲酒運転は犯罪です。飲酒運転は絶対しない、させないという決意が必要です。



(1) 運転者への罰則

飲酒運転とひとくちに言っても、誰がどのような状態で運転をしたのか、事故はあったのかによって処分の内容が異なります。

●飲酒運転で事故を起こさなかった場合

違反の種類	概要	罰則	違反点数	行政処分
酒気帯び運転	呼気 1ℓ中のアルコール濃度が 0.25 mg以上の状態で運転した場合	3年以下の懲役又は 50万円以下の罰金	25点	免許取消し 欠格期間:2年
	呼気 1ℓ中のアルコール濃度が 0.15 mg以上 0.25 mg未満の状態で運転した場合		15点	免許停止: 90日間
酒酔い運転	飲酒によって正常な運転ができない状態(飲酒量や呼気中のアルコール量は関係なし)	5年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	35点	免許取消し 欠格期間:3年

●飲酒運転で事故を起こした場合

事故を起こしてしまうと、飲酒運転以上に厳しく罰せられます。

過失運転致死傷罪	7年以下の懲役若しくは禁固又は 100万円以下の罰金
危険運転致傷罪	15年以下の懲役
危険運転致死罪	1年以上の有期懲役(最長 20年の懲役)

(2) 事業所の責任

会員や職員が飲酒運転によって業務中に事故を起こした場合には、個人だけでなく事業所に対しても民事責任が生じ（民法 715 条、自動車損害賠償保障法 3 条）、事業所が損害賠償請求を受ける場合もあります。

また、SNS などへの悪評により、事業所のイメージの低下、信用失墜につながり、売上額の減少など重大な損害が生じる可能性があります。

飲酒の習慣を調べよう

■アルコール依存症スクリーニングテスト (AUDIT)

あなたの飲酒習慣は適正ですか？

現在の飲酒習慣が適正なものなのか、あるいは健康への被害や日常生活への影響が出るほどの問題なのか、スクリーニングテストで確認してみましょう。
 あなたが該当する回答を選び、その点数を回答欄に記入してください。
 回答が終わりましたら、点数の合計を記入してください。
 判定結果は、下欄に記載されています。

1ドリンク		1.5ドリンク		2ドリンク		2.5ドリンク		回答欄		
梅酒小コップ 1杯 焼酎お湯割り・ロック 1杯		ビール 350ml グラスワイン 1杯		ビール 500ml 日本酒 1合 ウイスキー水割りダブル 1杯		ビール大瓶 1本(633ml)				
Q1 あなたはアルコールをどのくらいの頻度で飲みますか？										
飲まない	0点	月1回以下	1点	月に2~4回	2点	週に2~3回	3点	週に4回以上	4点	点
Q2 通常、1回の飲酒でどれくらいの量を飲みますか？										
1~2ドリンク	0点	3~4ドリンク	1点	5~6ドリンク	2点	7~9ドリンク	3点	10ドリンク以上	4点	点
Q3 1回に6ドリンク以上飲酒することがどれくらいの頻度でありますか？										
ない	0点	月1回未満	1点	月に1回	2点	週に1回	3点	毎日、ほとんど毎日	4点	点
Q4 過去1年間に、飲み始めるとなかなか止められなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？										
ない	0点	月1回未満	1点	月に1回	2点	週に1回	3点	毎日、ほとんど毎日	4点	点
Q5 過去1年間に、普通だと行えることを飲酒していたために出来なかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？										
ない	0点	月1回未満	1点	月に1回	2点	週に1回	3点	毎日、ほとんど毎日	4点	点
Q6 過去1年間に、深酒した翌朝に、迎え酒をしたことが、どのくらいの頻度でありましたか？										
ない	0点	月1回未満	1点	月に1回	2点	週に1回	3点	毎日、ほとんど毎日	4点	点
Q7 過去1年間に、飲酒後罪悪感や自責の念にかられたことが、どのくらいの頻度でありましたか？										
ない	0点	月1回未満	1点	月に1回	2点	週に1回	3点	毎日、ほとんど毎日	4点	点
Q8 過去1年間に、飲酒のために前夜の出来事が思い出せなかったことが、どのくらいの頻度でありましたか？										
ない	0点	月1回未満	1点	月に1回	2点	週に1回	3点	毎日、ほとんど毎日	4点	点
Q9 あなたの飲酒のために、あなた自身か他の誰かが怪我をしたことがありますか？										
ない	0点	—		あるが、過去1年間にはない	2点	—		過去1年間にある	4点	点
Q10 肉親や親戚、友人、医師あるいは、他の健康管理に携わる人が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒量を減らすように勧めたりしたことがありますか？										
ない	0点	—		あるが、過去1年間にはない	2点	—		過去1年間にある	4点	点
合計									点	

アルコール依存症スクリーニングテスト (AUDIT) の評価

アルコール依存症疑い群	
15点以上	24点: アルコール依存症患者の平均点 20点: アルコール依存症を疑う 15点: アルコール性肝臓障害患者の平均点
危険な飲酒群	
8~14点	10点: 過半数が飲酒減量の忠告を受ける
危険の少ない飲酒群	
1~7点	7点: 50歳男性の平均点
非飲酒群	
0点	

AUDIT (オーディット)
 AUDIT (Alcohol Use Disorders Identification Test) は世界保健機関 (WHO) の調査研究により作成された、アルコール症のスクリーニング (分類) テストであり、人種や性別による差が少ないとされています。
 このテストの特徴のひとつは、世界共通のカットオフ値を設定していないことです。
 カットオフ値は、このテストを使用される場所の飲酒文化に従い設定され、アルコール依存症の場合、世界的には13点にしているところが多いようですが、我が国では、15点辺りが妥当と考えられています。

7 その他注意すべき事項

飲酒運転のほか、センター所有車を運転する場合に特に下記の点に注意してください。

(1) 過積載

軽トラックでも過積載の危険があります。

現に晴丘センターに持ち込む剪定や草刈りゴミの量が最大積載量を超えている場合があります、指摘を受けています。

軽トラックは大型トラックと同じ貨物車であり、安全確保と道路保護のために、最大積載量が決まっています。

決められた重量以上に荷物を積むのは犯罪ですので、厳に慎みましょう。



① 最大積載量と安全の関係

車は重たい荷物を運ぶほどに、様々な事故のリスクが高まります。

- ・制動距離が延びる（ブレーキの利きが悪くなる）
- ・衝突時の衝撃が大きくなる
- ・カーブで横転しやすくなる
- ・カーブで対向車線にはみ出しやすくなる

② 最大積載量と道路の関係

公道や橋には、使用目的が定められており、それに準じた強度で設計されています。そのため、過積載で重くなったトラックが走ると損傷する恐れがあります。

また、積み上げられた荷物が落下して事故につながる恐れもあります。

③ 過積載に対する罰則

貨物車の最大積載量は、法律で定められており、罰則は容量を超えた量により変化し、荷主や事業所に影響を及ぼす場合もあります。

超過した積載量	違反点数	罰金・罰則
50%	2点	3万円の罰金
50%～100%	3点	4万円以下の罰金
100%以上	6点(免許停止)	6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

(2) 交通事故発生時の措置

自動車を運転するときには、交通法規を遵守するとともに、細心の注意を払い、交通事故の防止を心掛けてください。しかし、不幸にして交通事故に遭った場合には、被害の拡大防止、適切な事後処理が必要になります。

事故発生後、現場における対応を順を追って説明しますので、いざという時に、的確な対応をお願いします。

① 負傷者の救護をする

交通事故を起こした後、最初に「負傷者の有無」を確認してください。

負傷者がいれば救急車を呼び、救急救命を行う等、状況に応じた適切な措置をとってください。

※ 「すり傷だけだし大丈夫」と負傷の具合を勝手に判断しないでください。

② 危険防止措置をとる

事故車両を安全な場所に移動させたり、飛び散ったガラスを片付けたりするなど、二次的な事故を防ぐ措置を行ってください。

※ あとで警察の現場検証があるため、事故現場の状況を変えすぎないように注意してください。

③ 警察に事故を報告する

- ・小さな事故であっても必ず届け出てください。

(運転者には、道路交通法により届出義務があります。)

- ・警察官に事故の概要、被害の状況を報告し、見分を受けてください。

(事故の発生時間・場所、死傷者・負傷者の有無と負傷の程度、破損したものとその程度、事故車両の積載物、事故後に取った行動などを伝える。)

※ 警察官所属氏名 警察官指示等を控えておいてください。

事故現場の見取図、車両の動きや交通規制の状況等を記録する。

カメラを持っていれば、事故車両や事故現場を撮影する。

④ 相手方の情報を確認する

事故にあったとき、相手の情報は必ず聞き、メモを取ってください。

(氏名、住所、連絡先、自賠責保険、自動車保険の会社、証明書番号、車種・登録番号、勤務先の住所、氏名、連絡先等)

※ 確認に当たっては、運転免許証や車検証の実物で確認する。拒否された場合はナンバープレートの番号を控えておいてください。

⑤ 目撃者を確保する

必要に応じ、目撃者を確保し、連絡先(氏名、住所、連絡先)を聞き、証言を依頼してください。

※ 相手方との示談や調停、裁判の際に有力な証拠となる場合があります。

⑥ センターへ連絡する

災害の概要、事故現場で取った措置の内容などを電話連絡などにより報告し、事故車両の処理等の対応について指示を受けてください。

必要に応じ、家族等関係者にも連絡する。

⑦ 医師の診断を受ける

事故直後は、気が動転しており、自分の体の不調に気づかないことが多く、翌日

以降に体調が急変したり、のちのち事故の後遺症が出る可能性があるため、事故の後には医師の診断を必ず受けてください。

⑧ その他

その場での示談交渉はしないでください。示談を強要された場合は、センターが契約する保険会社に一任する旨を伝えてください。

● 交通事故に遭った時のチェックシート

項目	チェック項目	
1負傷者の救護	<input type="checkbox"/> 負傷者がいれば救急車を呼び、救急救命を行う	
	電話通報	119番「救急車をお願いします。」
	事故の場所	
	搬送先病院名	
2危険防止措置	<input type="checkbox"/> 事故車両を安全な場所に移動させるなど二次的事故の防止 (車両の道路左端への移動、ハザードランプの点灯、停止表示器材の設置)	
3警察署への通報	<input type="checkbox"/> 警察へ連絡 小さな事故であっても必ず届け出ること	
	電話通報	110番「交通事故が発生しました。」
	事故の場所	
	<input type="checkbox"/> 警察官に事故の概要、被害の状況を報告	
	事故の時間	
	警察官所属氏名	
	警察官指示等	
	<input type="checkbox"/> 事故現場の記録(見取り図、写真、事故の経過、目撃者の証言)	
4相手方の確認	<input type="checkbox"/> 相手方氏名等を免許証等により確認	
	氏名	
	住所	
	生年月日	
	電話番号	
	免許証番号	
	職業	
	車種・登録番号	
	<input type="checkbox"/> 相手方の勤務先等を確認する	
	勤務先名称	
	責任者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	<input type="checkbox"/> 自賠責保険、任意保険の内容を確認する	
		自賠責保険
保険会社名		
保険契約書番号		
保険契約期間		
対人賠償限度額	—	
5目撃者の確保	<input type="checkbox"/> 目撃者を確保し、連絡先を聞き、証言を依頼	
	住所	
	氏名	
	電話番号	
6センターへの連絡	<input type="checkbox"/> 事故の概要、事故現場で取った措置の内容などを報告	
	センター電話番号	0561-54-5088
	<input type="checkbox"/> 家族等関係者への連絡	
	連絡先	
7医師の診断	<input type="checkbox"/> 医師の診断、診断書の発行	
	病院名	

(3) 異常気象時の措置

異常気象時の措置の基本は事前の情報収集です。

気象庁の注意報が発表されますので、事前に尾張旭市内の情報を収集するとともに、センターから業務の中止などについて指示を仰いでください。

運転途中で異常気象に遭遇した場合は、無理をせずに安全な場所に避難して必ずセンターに連絡し、業務の継続や中止の指示をうけてください。

運転者の判断だけで無理をして運転を継続する事は、事故のリスクを大きくするため、独断による行動は絶対にしないでください。